

鳴瀬川水系河川整備計画（大臣管理区間）を変更しました

国土交通省東北地方整備局では、令和元年東日本台風（令和元年10月洪水）により吉田川で甚大な被害が発生したことを踏まえ、目標とする流量規模を見直すとともに、鳴瀬川ダムの建設及び漆沢ダムの建設（再開発）に関する基本計画を作成したことなどに伴い、鳴瀬川水系河川整備計画（大臣管理区間）を変更（令和4年9月8日）しましたのでお知らせします。

■これまでの経緯

- 平成19年 8月 鳴瀬川水系河川整備計画（大臣管理区間）を策定
- 平成24年11月 東北地方太平洋沖地震（H23. 3. 11）による甚大な被害を受け、鳴瀬川水系河川整備計画（大臣管理区間）を変更
- 平成26年 8月 「鳴瀬川総合開発事業」「筒砂子ダム建設事業」についてダム事業の検証に係わる検討を行い、対応方針決定（H25. 8）にあわせ、鳴瀬川水系河川整備計画（大臣管理区間）を変更
- 令和28年11月 関東・東北豪雨（平成27年9月洪水）により鳴瀬川水系で甚大な被害が発生したことなどを踏まえ、鳴瀬川水系河川整備計画（大臣管理区間）を変更
- 令和 2年 1月 吉田川上流遊水地群の施設諸元及び位置決定に伴い、鳴瀬川水系河川整備計画（大臣管理区間）を変更

■「鳴瀬川水系河川整備計画」の変更にあたっては、学識経験者や地域住民の方々の意見を聴くとともに、宮城県知事からの意見を踏まえ変更されたものです。

■「鳴瀬川水系河川整備計画」(大臣管理区間)の本文は下記ホームページのアドレスよりご覧いただけます。

○鳴瀬川水系河川整備計画(大臣管理区間)

〈北上川下流河川事務所ホームページ〉

<https://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/>

〈発表記者會〉 古川記者クラブ、石巻記者クラブ、宮城県政記者会、東北電力記者会
東北建設専門紙記者会

問 い 合 わ せ 先



河川整備計画全般に関すること

【国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所】

副所長(企画) 高田 浩穂(内線205)

調査課長 諸橋 拓実(内線351)

電 話:0225-95-0194(代表)

鳴瀬川総合開発事業に関すること

【国土交通省 東北地方整備局 鳴瀬川総合開発工事事務所】

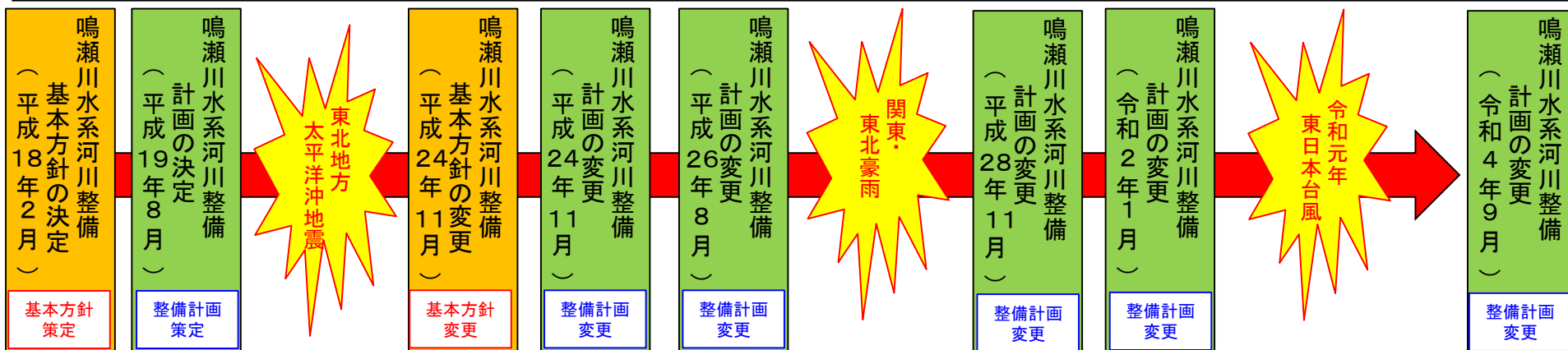
副所長(技術) 樋川 満(内線204)

調査設計課長 佐藤 直哉(内線351)

電 話:0229-22-7811(代表)

鳴瀬川水系河川整備計画(変更)の経緯

- ①平成19年8月に策定した鳴瀬川水系河川整備計画(以下、本計画)では、鳴瀬川本川で戦後最大、支川吉田川で戦後第二位となった昭和22年9月洪水規模に対応するため、治水・利水・環境における目的が総合的に達成できるよう河川整備を実施してきました。
- ②平成23年3月11日、東北地方太平洋沖地震が発生し、地震に伴う津波や地殻変動による地盤沈下等により、鳴瀬川の河口部を含む太平洋沿岸域において甚大な被害が発生したため、これを契機として、平成24年11月に「鳴瀬川水系河川整備基本方針」及び「本計画」を変更しました。
- ③国土交通省所管の「鳴瀬川総合開発事業」と宮城県所管の「筒砂子ダム建設事業」について、国土交通省東北地方整備局と宮城県がダム事業の検証に係る検討を共同で行った結果、「両事業を統合し、筒砂子ダム(規模拡大)と漆沢ダム(既設)との容量再編により田川ダムを中止する案が最も有利である。」と国土交通省東北地方整備局長が対応方針案を決定、宮城県知事が対応方針を決定、国土交通大臣に報告し、平成25年8月23日に国土交通省の対応方針が決定されたことから、これを踏まえて、平成26年8月に本計画を変更しました。
- ④更に、関東・東北豪雨(平成27年9月洪水)により、鳴瀬川水系では甚大な被害が発生したこと、並びに、筒砂子ダムと漆沢ダム(既設)との容量再編諸元等に変更が生じたことから、平成28年11月に本計画を変更しました。
- ⑤その後、吉田川上流遊水地群の位置決定に伴う諸元確定及び善川直轄区間の延伸により、令和2年1月に本計画を変更しました。
- ⑥今回は、令和元年東日本台風により、吉田川で甚大な被害が発生したこと、並びに鳴瀬川総合開発事業に関する基本計画策定などを踏まえ、本計画の変更を行うものです。



鳴瀬川水系河川整備計画【大臣管理区間】の主な変更内容について(1/2)

鳴瀬川水系河川整備計画とは

河川整備計画とは、河川法の三つの目的である「治水」「利水」「環境」が総合的に達成できるよう、今後の川づくりについて具体的に示す計画であり、法律で定められたものです。

「鳴瀬川水系河川整備計画(大臣管理区間)」は、地域の皆様や学識者のご意見を踏まえ、平成19年8月に策定されました。

計画の対象区間及び対象期間

【計画の対象区間】

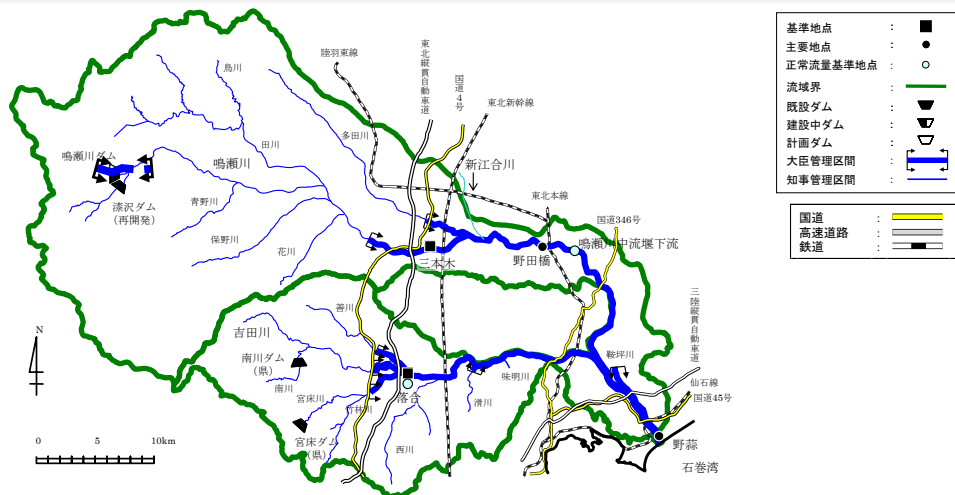
本計画は、国土交通省の鳴瀬川水系における管理区間(大臣管理区間)である92.46kmとしています。

【計画の対象期間】

本計画の対象期間は、概ね30年間としています。

鳴瀬川水系流域図

対象河川		延長(km)
河川名		
鳴瀬川		40.9
吉田川		31.9
善川		3.96
竹林川		4.2
鞍坪川		1.1
多田川		3.5
鳴瀬川ダム	筒砂子川	6.9



今回の鳴瀬川水系河川整備計画変更のポイント

POINT ① 河川整備目標を変更します。

- 鳴瀬川では戦後最大、吉田川では戦後第二位の洪水である「カスリン台風(昭和22年9月洪水)」と同規模の洪水を安全に流すことを目標に鳴瀬川水系河川整備計画を策定し、河川整備を実施してきました。
- 平成27年9月に発生した「関東・東北豪雨」が、吉田川の整備目標である昭和22年9月規模を上回り、堤防越水等により浸水被害が生じたため、吉田川では当該洪水と同規模の洪水に河川整備計画の目標を変更しました。
- 今回は、吉田川で、「関東・東北豪雨」を上回る「令和元年東日本台風(令和元年10月洪水)」が発生したことから、河川整備計画の目標を変更するものです。
- また、鳴瀬川本川では、「令和元年東日本台風」は昭和22年9月洪水規模に至らなかったものの、吉田川との安全度のバランスや、近年の気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に対応するため、河川整備計画の目標を変更します。

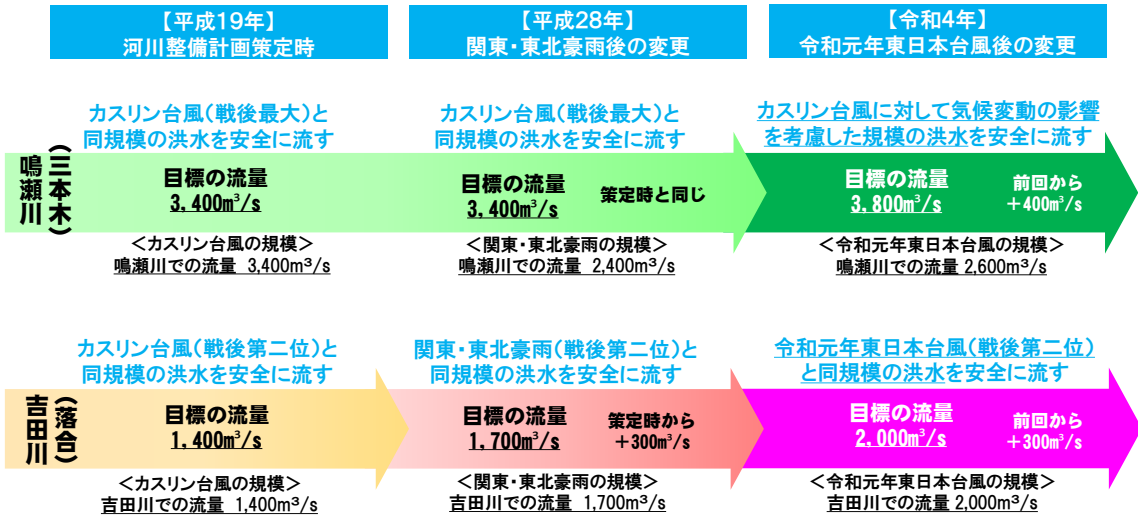
令和元年東日本台風では、吉田川で33箇所の越水・溢水が発生、内1箇所で堤防が決壊し、甚大な被害が生じました。



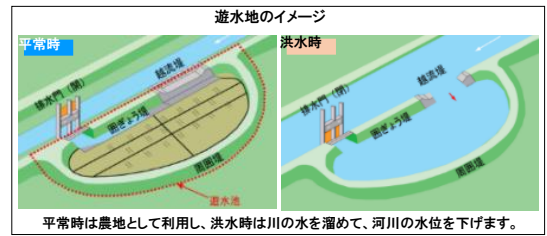
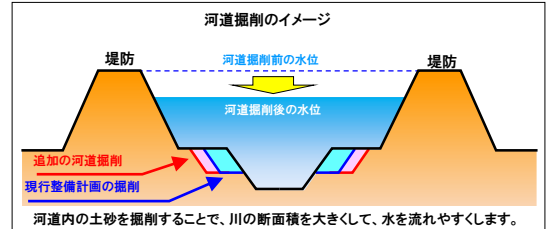
今回の鳴瀬川水系河川整備計画変更のポイント

<鳴瀬川水系における河川整備目標の変更>

(今回の変更)



新たな整備計画では、これまでの整備に加え、追加の河道掘削や、吉田川の中流部に遊水地を建設することを計画しています。



POINT ② 法律の改正及び答申等を受け、流域治水に関する内容を記載します。

法律の改正、答申等を受け、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、国・県・市町村、企業、住民など流域全体のあらゆる関係者が協働して、ハード・ソフト一体で多層的に治水対策を行う「流域治水」を推進することなどを本文に記載します。

- 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号。通称「流域治水関連法」)施行
- 気候変動を踏まえた水害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う時速可能な「流域治水」への転換

POINT ③ 鳴瀬川総合開発事業の基本計画策定に伴い、ダム名称を修正します。

鳴瀬川ダムの建設及び漆沢ダムの建設(再開発)に関する基本計画が策定されたことに合わせ、本文中に記載のあった鳴瀬川総合開発事業に関連するダムの名称を修正します。